

瀬戸市民生委員推薦会規則をここに公布する。

平成 27 年 4 月 13 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 18 号

瀬戸市民生委員推薦会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、民生委員法施行令（昭和 23 年政令第 226 号。以下「令」という。）第 7 条の規定に基づき、瀬戸市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 推薦会は、委員 14 人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中からそれぞれ 2 人を市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 学識経験のある者

(副委員長)

第 3 条 推薦会に、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項に規定する委員長のほか、副委員長を置く。

2 前項の副委員長は、令第 2 条第 2 項に規定する委員とする。

(議事の特例)

第 4 条 令第 4 条の規定にかかわらず、委員長は、推薦会で合意した場合

のほか、緊急を要する事案で推薦会を招集するいとまがないと認める場合は、当該事案の概要を記載した書面を委員に送付してその賛否を問い、その結果をもって会議の議事に代えることができる。

(会議の非公開)

第5条 推薦会の会議は、非公開とする。

(調査)

第6条 推薦会は、民生委員を推薦する場合には、必要に応じ次の事項を調査しなければならない。

- (1) 法第6条に規定する資格の有無
- (2) 法第11条第1項に規定する解嘱事由該当の有無
- (3) 法第16条第1項に規定するその職務上の地位を政党又は政治的目的に利用するおそれの有無
- (4) 前各号に掲げるもののほか、推薦会が必要と認める事項

(幹事及び書記)

第7条 令第6条に規定する幹事及び書記は、市の職員の中から市長が任命する。

(守秘義務)

第8条 委員、幹事及び書記は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。